

出展規約

(1) 出展申込み及び本規約の効力の発生

出展申込は、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で、出展者は本出展規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展者は本規約を遵守する義務が発生します。なお、事務局は本展への出展が適当でないと判断した場合、出展申込の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(2) 出展料金（スペース料金）に含まれるもの

▶基準時間内の会場使用料金・照明・空調費 ▶小間スペース ▶広報運営費（公式ホームページ、広報チラシ、配布プログラムの社名掲載）
▶事務局企画運営費 ▶テーブル（450×1,800cm）1台、椅子2脚

(3) 出展料金（スペース料金）に含まれないもの

▶展示物の運送費用 ▶自社展示物・人的損害保険料 ▶自社ブースの運営費 ▶各出展小間内のごみ処分に関わる費用 ▶その他運営出展小間料金に含まれないとみなされるもの

(4) 出展料金の請求と支払い

事務局による出展申込み承認後、出展者に小間料金を請求します。原則として出展者は請求書発行日から30日以内に指定の口座に振込むものとします。ブース出展料の振込期限は利用日の1週間前までとします。その他備品使用料等が発生した場合は、イベント終了後に請求します。なお、振込み手数料は出展者側が振込むものとします。

(5) 出展申込み後の解約

原則として、スペースの解約はできません。万が一出展者が出展申込みの解約を行う場合、書面にて事務局に通知の上、下記の通り出展者は解約金（キャンセル料）を支払うものとします。

利用日の1週間前以降 出展料の100%

※解約時に出展申込者が出展料を未だ支払っていない際には、直ちにこれを支払うものとする。

(6) 小間の位置の決定

小間位置は出展商材、出店規模、申し込み順を考慮して事務局が決定します。また、事務局は展示会規模の変動や入場整理の都合上、展示効果向上の為に、小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

(7) 共同出展・グループ出展

2社以上の申込者が共同で出展する場合には、1社が代表して「出展申込書兼出展同意書」を提出するものとします。その際、共同出展者の社名を記入して下さい。

(8) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社は自社内の小間を事務局の承諾なしに、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

(9) 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各出展者の責任において行って下さい。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損などについては一切責任を負わないものとします。

(10) 保険

会場への展示物の搬送・搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展者で加入してください。また、展示ブース内の警備・保険に関しても各出展者で行ってください。主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。

(11) 補償

出展者が、他社ブース、事務局の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。

(12) 展示物の搬入・搬出と撤去

展示場への搬入・搬出時間などについては後日改めて通知します。撤去時にできるゴミについては各出展者が責任をもって処分してください。